

令和 5 年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく 事前協議及び届出状況について

令和 5 年度新宿区ユニバーサルデザインまちづくり条例に基づく事前協議及び届出状況について、下記のとおり報告します。

記

●事前協議及び届出件数（令和 6 年 3 月末時点）

年度	事前協議書	届出書	工事完了報告書
令和 2 年度※	10 件	55 件	3 件
令和 3 年度	12 件	92 件	20 件
令和 4 年度	16 件	104 件	53 件
令和 5 年度	13 件	97 件	64 件

※当条例の全面施行後（令和 2 年 10 月～令和 3 年 3 月まで）の件数。

●ユニバーサルデザインまちづくり審議会へ事前協議を報告した件数（令和 6 年 3 月末時点）

年度	審議会開催回数	報告件数	報告件名
令和 2 年度	2 回	1 件	（仮称）新宿駅西口地区開発計画
令和 3 年度	2 回	1 件	（仮称）神宮外苑地区再開発事業/ （仮称）聖徳記念絵画館前整備事業
令和 4 年度	2 回	2 件	新宿駅西南口地区開発計画 学校法人東京医科大学共同ビル（仮称）
令和 5 年度	1 回	0 件	—

◆＜参考＞各手続きの対象施設等について

手続き	時期	対象建築物
審議会への 報告	都市計画手続に着手（企画 提案書の提出等）したとき は、当該案件に係る新宿区 都市計画審議会への報告 の日まで	(1) 特に大規模で不特定多数の者が利用するもの 次のいずれかに掲げる地区、街区又は区域内において 新設又は改修をしようとする都市施設のうち、周辺 環境への影響が大きいもの ア 都市計画法第 8 条第 1 項第 3 号に掲げる高度利用地区 イ 都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号に掲げる特定街区 ウ 都市計画法第 12 条の 5 第 3 項に規定する再開発等促進区 エ 都市再生特別措置法第 36 条第 1 項の都市再生特別地区 (2) その他区長が必要と認めるもの
事前協議書	工事着手日の 60 日前まで	概ね床面積 2,000 m ² 以上の施設
届出書	工事着手日の 30 日前まで	用途ごとに一定規模の施設
完了報告書	工事完了後速やかに	届出に係る工事を完了した施設